

本翻訳はロシアNIS貿易会監修による仮訳である。

本閣僚会議決定はウズベキスタン共和国国家法律データベース(<https://lex.uz/ru/docs/382511>)よりダウンロードした露文資料に基づく。

ウズベキスタン共和国閣僚会議決定

ウズベキスタン共和国における外国営利組織の駐在員事務所の認可および活動の手続きに関する規程の承認について

外国企業、会社、団体、コーポレーションおよびその他の営利組織のウズベキスタン共和国領内における駐在員事務所の認可および活動の手続きを改善するために、閣僚会議は以下を決定する。

1. 付属書№. 1に掲げる、ウズベキスタン共和国領内における外国営利組織駐在員事務所の認可および活動の手続きに関する規程を承認する。
2. 付属書№. 2にしたがい、ウズベキスタン共和国政府決定に変更、追加を行う。
3. 1989年12月28日付閣僚会議決定第442号「ウズベク・ソビエト社会主義共和国における外国企業、銀行および組織の駐在員事務所の開設と活動について」を失効したものとみなす。
4. 本決定履行の監督業務をウズベキスタン共和国首相 U.T.スルタノフに課す。

閣僚会議議長 I. カリモフ

タシケント市

2000年10月23日、

第410号

2000年10月23日付閣僚会議決定第410号への

付属書№. 1

ウズベキスタン共和国における外国営利組織駐在員事務所の認可および活動の手続きに関する規程

I. 総則

1. 本規程は、ウズベキスタン共和国における外国営利組織駐在員事務所（以下、「駐在員事務所」）の認可および活動の手続きを定めるものである。

2. 本規程においては、外国営利組織とは、外国の法律により国外に駐在員事務所を開設する権利を付与されている、企業、会社、コーポレーション、団体、事業組合および企業活動を行うその他の組織・法的形態（以下、「外国企業」）のことを指す。

(第3項は、2019年3月25日付ウズベキスタン共和国閣僚会議決定第244号により失効—国家法律データベース、2019年3月26日、№09/19/244/2819)

4. ウズベキスタン共和国における外国銀行の駐在員事務所の認可は、ウズベキスタン共和国中央銀行が定める手続きによって行われる。

5. 外国企業はウズベキスタンにおける自らの利益の代表および保護のためにウズベキスタン共和国に自らの駐在員事務所を開設する。

6. 駐在員事務所開設は、ウズベキスタン共和国国家投資委員会（以下、「認可機関」）での認可により開設される。

(第6項は、2017年7月14日付ウズベキスタン共和国閣僚会議決定第499号により改定—ウズベキスタン共和国法令集、2017年、第29号、掲載番号693)

7. 駐在員事務所は法人ではなく、本規定第8項に定める場合を除いては、事業活動またはその他の営利活動を行わない。

外国企業、駐在員事務所およびその従業員に対する課税はウズベキスタン共和国の法律にしたがって行われる。

(第7項は、2011年10月28日付ウズベキスタン共和国閣僚会議決定第290号により改定—ウズベキスタン共和国法令集、2011年、第43-44号、掲載番号466)

8. 外国航空会社駐在員事務所は、法律に定める方法で、ウズベキスタン共和国領内で営利活動を行う権利を有する。外国航空会社駐在員事務所は常設機関と認められる。

(第8項は、2011年10月28日付ウズベキスタン共和国閣僚会議決定第290号により改定—ウズベキスタン共和国法令集、2011年、第43-44号、掲載番号466)

9. 認可機関は四半期毎に、ウズベキスタン共和国税務委員会に認可された駐在員事務所に関する情報を送付するものとし、そこに駐在員事務所の住所および認可証明書の期限を示す。

II. 認可手続き

10. ウズベキスタン共和国領内に駐在員事務所を開設しようとする外国企業は、認可機関に、以下が記載された申請書を提出する。

a) 外国企業の活動に関する情報

b) ウズベキスタン共和国の企業および組織との事業上およびその他の関係についての詳細な情報、締結済で、駐在員事務所がその履行を推進することになる契約および合意

c) 協力関係発展の見通し

d) 申請される駐在員事務所開設許可の有効期間。

11. 申請書には以下の文書が添付される。

a) 営利組織の駐在員事務所の場合—外国企業が登録された国家の法律にしたがった外国企業設立文書

国家権力機関及び管理機関の駐在員事務所の場合—駐在員事務所を開設しようとする機関の地位および権限を定める法令またはその他の文書

b) 然るべき国家機関が発行した、外国企業がその所在地たる国家で正式に登録されていることを証明する文書（国家登録証書または商業登記簿抄本）

c) 外国企業が駐在員事務所長宛に発行した、全パスポートデータと同人に付与される権限が記載された委任状

d) 外国企業の経営者によって承認され、同企業の印により確認された駐在員事務所規程。

上記文書は所定の手続きによりウズベキスタン共和国領事機関において、同機関が存在しない場合には外国企業登録国の外務省、同国のウズベキスタン共和国における領事機関または外交代表部において、認証され、その後ウズベキスタン共和国外務省領事局によって証明されなければならない。文書にアポステイーユが付されている場合、認証の必要はない。

(第11項第7段落は、2011年11月17日付ウズベキスタン共和国閣僚会議決定第307号により改定—ウズベキスタン共和国法令集、2011年、第47号、掲載番号489)

上記文書は、国家語またはロシア語への公証を受けた翻訳をそえて提出される。

上記文書の一部が外国企業が所在する国の法律に定められていない場合、当該外国企業は認可機関に当該外国企業が設立された国の外務省またはウズベキスタン共和国におけるその外交代表部による証明書を提出する。

e) 非居住スペースの所有者であるウズベキスタン共和国の法人または自然人による、駐在員事務所に当該スペースを賃貸または販売する意思があることを確認する保証状（賃貸または販売の条件および期間を記載）。上記の法人・自然人が提供されるスペースの賃借人である場合には、保証状は同スペースの所有者の合意を得たものでなければならない。

上記一覧以外に追加資料を要求することは禁止される。

認可機関の職員の科により駐在員事務所認可手続きに違反があった場合、同人は現行の法律にしたがって責任を負う。

12. 駐在員事務所の認可に対してはウズベキスタン共和国の国家通貨による認可料が徴収され、外国企業は認可機関の口座にウズベキスタン共和国「国税について」に定める金額を払い込む。

(第12項は、2020年8月10日付ウズベキスタン共和国閣僚会議決定第472号により改定—国家法律データベース、2020年8月11日、№09/20/472/1155 — 2020年9月1日より発効)

13. 駐在員事務所認可申請書および添付文書の審査、ならびに認可申請の許諾または却下の決定は、申請書提出日の翌日から10営業日以内に行われる。

認可機関は認可申請の許諾または却下の決定を下した時点から3日以内に申請人にその決定について書面で通告する。

14. 以下の事項が駐在員事務所認可申請却下の事由となる。

明らかに虚偽である文書の提出

ウズベキスタン共和国の法律に反する駐在員事務所規程

提出文書の本規程の要求への不適合。

却下の決定は、具体的な指摘事項の一覧を添えて申請人に通告される。

文書の再審査の際に、以前に書面の形で述べられていなかった新たな指摘事項を認可機関側が提示することは許されない。

申請人は、認可申請却下に不同意の場合、裁判所に訴えることができる。

15. 駐在員事務所は、開設許可証（認可証明書）が発行された日から認可されたものとみなされる。

16. 駐在員事務所認可許諾の決定が下された場合、認可機関の口座に認可料が入金されてから5日以内に認可証明書が発行される。

17. 認可機関が、自らが定めた書式により発行する認可証明書には、駐在員事務所認可有効期間が記載される。

18. 駐在員事務所は認可証明書受領後10日以内に、以下を行う義務を負う。

認可機関に自らの郵便住所通知を提出する。

駐在員事務所所在地の税務機関に登録し、認可機関に当該登録の証書を提出する。

19. 認可機関によって発行される、駐在員事務所開設許可は、有効期間を1年から3年とし、外国企業が認可機関に事前に申し入れることで延長が可能である。

自らの機能を長期にわたって遂行する駐在員事務所は、3年に1度認可機関に本規程第11項に記載される文書の更新版を提出する。

20. ウズベキスタン共和国領内に駐在員事務所を有する外国企業が再編または清算される場合、駐在員事務所は2週間以内にそのことについて認可機関に通知しなければならない。

21. 駐在員事務所認可有効期間を延長する場合、外国企業は認可機関に以下の文書を追加提出する。

a) 認可有効期間の延長を要請する申請書

b) 外国企業が駐在員事務所長宛に発行した、全パスポートデータと同人に付与される権限が記載された委任状（以前に認可機関に提出された委任状の期限が切れる場合）

c) 賃貸借契約の写しまたは使用中のスペースを占有する権利を証明する文書の写しを添付した、自らの郵便住所の証明書。

III. 駐在員事務所業務体制の整備

22. 駐在員事務所は、それを設立した外国企業から資産分与を受け、同企業が承認した駐在員事務所規程に基づいて活動する。

23. 駐在事務所は、外国企業の委任状およびその者の権限が記載されている駐在員事務所規程に基づいて活動する駐在員事務所長によって指揮される。

24. 駐在員事務所長は1年に1回、認可機関に所定の書式により駐在員事務所活動についての情報を送付する。

25. 駐在員事務所の要員には外国人もウズベキスタン共和国人もなることができる。駐在員事務所に就職する外国人は認可を受けなければならない。

26. 外国人従業員認可業務は、駐在員事務所長または発行された委任状に基づき同人により権限を付与された者が行う。

27. 外国人従業員認可のため、駐在員事務所は認可機関に、権限を有する者（駐在員事務所長または外国企業の経営者）が署名した申請書を提出する。

28. 上記認可申請書には以下の文書を添付する。

a) ウズベク語と英語で記載された個人データシート2通

b) 写真2枚（サイズ3 x 4）

c) 権限を有する者が署名し、本規程第11項第7段落に定める手続きによる認証またはアポストイーユ付与が行われた駐在員事務所への採用証明書

（第28項「c」号は、2011年11月17日付ウズベキスタン共和国閣僚会議決定第307号により改定－ウズベキスタン共和国法令集、2011年、第47号、掲載番号489）

d) HIV非感染証明書

e) 国家パスポートの写し。

29. 認可機関は申請書提出から10営業日以内に個人認可カードを発行する。

30. 外国人従業員の認可カードは、個人認可を証明する文書である。

31. 認可された外国人従業員は、認可された駐在員事務所内に限って、対外労働移民庁の労働許可を受けことなく労働活動を行う権利を有する。

（第31項は、2001年4月6日付ウズベキスタン共和国閣僚会議決定第162号により改定－ウズベキスタン共和国法令集、2001年、第7号、掲載番号36）

32. 外国人従業員の認可は、12カ月を上限として駐在員事務所認可と同じ有効期間とするが、その後有効期間を延長することができる。

33. 外国人従業員に対しては、認可カードに基づいて12カ月を上限としてその認可期間に相当する期間でウズベキスタン共和国入国ビザが発行される。

34. ウズベキスタン共和国市民の駐在員事務所への採用手続きはウズベキスタン共和国労働法に基づいて行われる。

35. 駐在員事務所は自らの必要に対する経費を賄うための精算を行う権利を有する。

こうした経費には以下が含まれる。

交際費

駐在員事務所の必要のための財貨購入費

駐在員事務所従業員給料の支払い

出張費

賃借料、公共料金など。

36. 駐在員事務所は外国企業から供与された資金で精算を行う。

37. 以下が駐在員事務所のスムによる資金源となる。

ウズベキスタン共和国の法律が定める手続きによって行われた自由兌換通貨の両替

外国企業の決定により、駐在員事務所の裁量下に残された、同企業のウズベキスタン共和国国家通貨による資金。

37¹. 外国航空会社の駐在員事務所による精算手続き、同駐在事務所の経費と本国に還流される資金の計算方法はウズベキスタン共和国の法律によって定められる。

（第37¹項は、2011年10月28日付ウズベキスタン共和国閣僚会議決定第290号により追加－ウズベキスタン共和国法令集、2011年、第43-44号、掲載番号466）

IV. 駐在員事務所の活動停止

38. 駐在員事務所の活動は以下の場合に停止される。

認可有効期間が終了し、外国企業がその延長を求めない場合

外国企業が清算される場合

外国企業がその旨を決定する場合

裁判所がその旨を決定する場合

駐在員事務所がその開設条件またはウズベキスタン共和国法律の条項に違反したことを受けて認可機関が停止を決定した場合。

外国企業は認可機関による活動停止の決定に不同意の場合、裁判所に訴える権利を有する。

39. 認可有効期間の終了時に、また認可機関の決定により駐在員事務所の活動が停止された場合、認可機関は駐在員事務所および外国企業にその決定を通知する。

40. 認可機関は駐在員事務所活動停止の決定について、所定の手続きによりウズベキスタン共和国の国家税務委員会および国家関税委員会に報告する。

2000年10月23日付閣僚会議決定第410号への
附属書No. 2

ウズベキスタン共和国政府の決定に対して加えられた
変更および追加

(第1項は、2002年10月23日付ウズベキスタン共和国閣僚会議決定第368号により失効—ウズベキスタン共和国法令集、2002年、第20号、掲載番号159)

(第2項は、2020年6月26日付ウズベキスタン共和国閣僚会議決定第411号により失効—国家法律データベース、2020年6月27日、№09/20/411/1000)

(第3項は、2020年6月26日付ウズベキスタン共和国閣僚会議決定第411号により失効—国家法律データベース、2020年6月27日、№09/20/411/1000)

4. 1996年11月21日付ウズベキスタン共和国閣僚会議決定第408号によって承認された「外国市民および無国籍者のウズベキスタン共和国への入国およびウズベキスタン共和国からの出国手続き」第6項「a」号の「外国人の駐在員事務所正規職員としての採用」という文言を、「駐在員事務所従業員の認可」に差し替える。

(ウズベキスタン共和国法令集、2000年、第8号、掲載番号127；2001年、第7号、掲載番号36；2002年、第20号、掲載番号159；2011年、第43-44号、掲載番号466、第47号、掲載番号489、2017年、第29号、掲載番号693；国家法律データベース、2019年3月26日、№09/19/244/2819；2020年6月27日、№09/20/411/1000、2020年8月11日、№09/20/472/1155)